第 ８ 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和７年１１月１０日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和７年度　第８回　鹿角市農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和７年１１月１０日（月）　午前９時００分

２　開催場所　鹿角市役所　農業総合支援センター団体活動室

３　出席委員　（１３名）

１番	２番
３番	４番
５番	６番
７番	８番
９番	１０番
１１番	１２番
１３番	

４　欠席委員　（なし）

５　議事日程

第１　開　会

第２　会長挨拶

第３　会務報告

第４　議事録署名委員の選出

第５　議案審議

報告第　８号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

議案第３１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第３２号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第３３号　農地転用事業計画変更承認申請について

議案第３４号　非農地証明申請について

議案第３５号　農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第３６号　鹿角市農業振興地域整備計画（案）について

議案第３７号　地域計画の変更（案）について

第６　その他

第７　閉　会

６　事務局職員

事務局長	主　　幹
主　　任	

７　議事録署名委員　　５番

６番

８　会議の概要

事 務 局 長	皆さん、おはようございます。 定刻を若干過ぎましたけれども、時間になっていますので始めさせていただきたいと思います。

	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 それでは、ただいままでの出席委員の報告を申し上げます。 委員１３名中１３名の出席であります。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による定足数を満たしていることから本会議は成立いたします。 ただいまより鹿角市農業委員会第８回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。よろしくお願いします。
会　　長	【挨拶】
事務局長	ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第１１条の規定により会長が議長を務めますので、会長、よろしくお願いいたします。
議　　長	それでは、事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	【会務報告の資料を基に説明】
議　　長	会務報告ですので、ご了承方お願いいたします。
議　　長	それでは、次に議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議　　長	それでは、ご異議ないようですので私から指名させていただきます。 ５番の委員、６番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。どうかよろしくお願いをいたします。
議　　長	それでは、最初に報告第８号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事　務　局	議案の２ページをお願いします。 報告第８号　農地法第１８条第６項の規定による通知について。 農地法第１８条第６項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。 ３ページをお開きください。 第１８条第６項 【受付番号２５番から３０番を議案書を基に説明】
議　　長	ただいま説明が終わりましたけれども、何かご質問等ございましたらご発言願います。何かございませんか。よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議　　長	よろしいですか。それでは、ないようですので本案を承認することにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議　　長	そのように承認します。

議　　長	次に、議案第３１号　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事　務　局	議案の５ページをお願いします。 議案第３１号　農地法第３条の規定による許可申請について。 農地法第３条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。 ６ページをご覧ください。 第３条 【受付番号４５番から４６番を議案書を基に説明】
議　　長	ただいま説明が終わりましたけれども、現地調査に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。
委　　員	４５番の案件ですが、水田として耕作されているのを確認しており、支障はないです。
議　　長	それから、もう一方、６番の委員どうですか。
委　　員	見た限り支障はないと思いました。
議　　長	ご苦労さまでした。 もう一方の委員どうですか。
委　　員	４６番ですけれども、基本的に図面のとおり、支障ないものとして確認しております。
議　　長	ご苦労さまでした。 ほかの委員より何かご質問等ございましたらご発言願います。何かお聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。
委員一同	（「はい」の声）
議　　長	それでは、ないようですので本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同	（「異議なし」の声）
議　　長	そのように決定します。
議　　長	次に、議案第３２号　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事　務　局	議案の７ページをお願いします。 議案第３２号　農地法第５条の規定による許可申請について。 農地法第５条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。 ８ページをお開きください。 第５条 【受付番号１９番から２０番を議案書を基に説明】

議　　長	ただいま説明が終わりましたけれども、こちらも現地調査に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。
委　　員	１９番と２０番の案件ですが、１９番は交差点の角になっているところで、その区域の農地に対しては、影響が少ないと思います。 また、〇〇〇〇の案件ですけれども、これは住宅街の中に点在する農地で、これもまた支障ないと思います。
議　　長	それから、もう一方の委員どうですか。
委　　員	１９番、２０番、どちらも支障がないと思います。
議　　長	ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。
委員一同	(「なし」の声)
議　　長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議　　長	そのように決定します。
議　　長	次に、議案第３３号　農地転用事業計画変更承認申請について、事務局の説明を求めます。
事　務　局	９ページをお開きください。 議案第３３号　農地転用事業計画変更承認申請について。 通達に基づき、承認申請が別紙のとおりであったので意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。 １０ページをご覧ください。 【受付番号２番を議案書を基に説明】
議　　長	ただいま説明が終わりましたけれども、こちらも現地調査に行った委員より補足があれば発言していただきたいと思います。
委　　員	申請地は〇〇〇〇と〇〇〇〇の間にある土地で、元はアスパラを作付けしていたが所有者が高齢化したことにより耕作をやめたところで、支障はないと思います。
議　　長	ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議　　長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議　　長	そのように決定します。
議　　長	それでは、次に議案第３４号　非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。
事　務　局	議案の１１ページをお願いします。 議案第３４号　非農地証明申請について。 非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。 １２ページをご覧ください。 非農地証明

	【受付番号１２番から１３番を議案書を基に説明】
議　　長	ただいま説明が終わりましたけれども、こちらも現地調査に行った委員より補足があれば説明していただきたいと思います。
委　　員	１２番の案件ですが、申請地は、農作業小屋等に隣接している土地です。 土地の形状はいびつなところと大きさは狭小であるため、非農地としても問題ないです
議　　長	もう一方の委員どうですか。
委　　員	やはり申請、妥当と思って見てきました。
議　　長	ご苦労さまでした。 それから、他の委員はどうですか。
委　　員	ここは何回も土砂崩れ等の災害のあった場所で、耕作には適さない場所である。 将来的には、こういった条件の悪い場所の非農地が増えると思う。
議　　長	ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議　　長	ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議　　長	そのように決定します。
議　　長	次に、議案第３５号　農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について事務局の説明を求めます。
事　務　局	議案の１３ページをお開きください。 議案第３５号　農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。 １４ページをご覧ください。 一括契約 【受付番号９２番から１０３番を議案書を基に説明】
議　　長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、何かご質問等ございましたらご発言願います。
委　　員	９９番の○○○○は、自らが耕作していた場所を貸し付ける事になっているが、経営を縮小するということですか。
事　務　局	縮小するかは不明です。
議　　長	何かお聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議　　長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議　　長	そのように決定します。

議　　長	それでは、次に議案第３６号　鹿角市農業振興地域整備計画（案）について事務局の説明を求めます。
事　務　局	１９ページをお開きください。 議案第３６号　鹿角市農業振興地域整備計画（案）について。 農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。 【資料を基に説明】
議　　長	ただいま説明が終わりましたけれども、何かご質問等ありましたら発言願います。何かお聞きになりたい点、ございませんか。 それでは、私から。２番の申請があった土地の隣は耕作されているのですか。
事　務　局	耕作されています。
議　　長	よろしいですか。
委員一同	（「なし」の声）
議　　長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	（「異議なし」の声）
議　　長	そのように決定します。
議　　長	次に、議案第３７号　地域計画の変更（案）について事務局の説明を求めます。
事　務　局	議案の２０ページをご覧ください。 議案第３７号　地域計画の変更（案）について。 農業経営基盤強化促進法第１９条第１項に基づき、地域計画を変更するため、同条第６項に基づき、市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。 【資料を基に説明】
議　　長	ただいま説明が終わりましたけれども、こちらについて何かご意見等ございましたらご発言願います。
委　　員	地域計画の説明をする際に、次回はプロジェクター等を用意して、図面等を見やすくしてほしい。
議　　長	もし準備できたらお願いします。 ほかには何かご意見ございませんか。（「もう一つ聞きたい」の声あり）。
委　　員	地域計画の変更の協議で再度招集される事はあるのか。
事　務　局	地域計画の変更の際は、担当から連絡があると思います。
議　　長	ほかにはお聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。
委員一同	（「なし」の声）
議　　長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	（「異議なし」の声）

議　　長	そのように決定します。 以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。